

令和 8 年熊本地震非常災害対策本部会議（第 13 回）
令和 8 年 8 月千葉豪雨に関する関係閣僚会議（第 3 回）

議 事 次 第

日時：令和 8 年 8 月 27 日（木）15:30～

場所：官邸 4 階大会議室

- | | |
|----------------|-----------|
| 1. 開会 | 【内閣官房長官】 |
| 2. 被害状況等報告 | 【内閣危機管理監】 |
| 3. 各省庁の対応状況 | 【各省大臣等】 |
| 4. 非常災害対策本部長発言 | 【内閣総理大臣】 |
| 5. 閉会 | 【内閣官房長官】 |

<現在の状況>

- 前線が日本海から東北地方を通して三陸沖にのびており、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んで前線の活動が活発となっている。
- 北陸地方では27日明け方から朝にかけて線状降水帯が相次いで発生し、27日朝までの24時間降水量がこれまでの観測史上1位を更新する300ミリを超える記録的な大雨となっている。
- 27日06時20分に石川県や富山県にレベル5大雨特別警報を発表した。今後も、追加で発表する可能性がある。

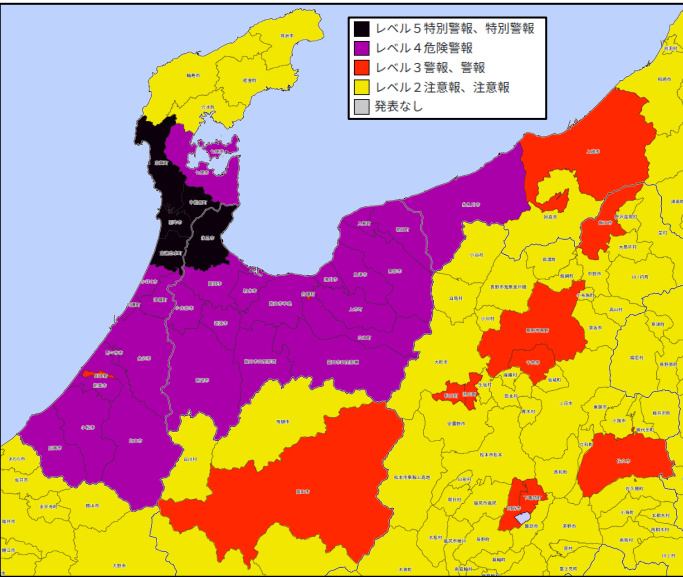
<今後の見通し>

- 前線は28日夜にかけてゆっくり南下して、西日本日本海側から東日本太平洋側に停滞する見込み。
- 前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、前線の活動が活発な状況が続くため、北陸地方を中心に北日本から東日本の広い範囲で警報級の大雨となるおそれがある。

<警戒事項>

- 低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に最大級の警戒、土砂災害に厳重に警戒。

【警報等の発表状況】 8月27日12時 時点

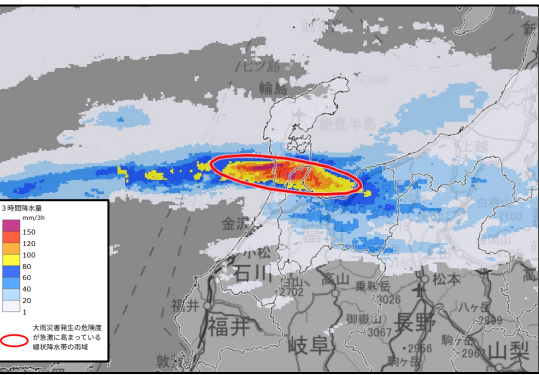


【警報級となる可能性のある期間】 8月27日11時 時点

日		27日		28日		29日		30日	31日		
時		12 5	18 5	00 5	06 5	12 5	18 5			00 5	12 5
		18	24	06	12	18	24			12	24
北海道地方	大雨										
	土砂										
東北地方	大雨										
	土砂										
関東甲信地方	大雨										
	土砂										
北陸地方	大雨										
	土砂										
東海地方	大雨										
	土砂										
近畿地方	大雨										
	土砂										
中国地方	大雨										
	土砂										
九州北部地方	大雨										
	土砂										

(黄色: 可能性がある、赤色: 可能性が高い) 1

【3時間降水量】 8月27日6時00分まで



【大雨の見通し】(単位:mm 多いところ)

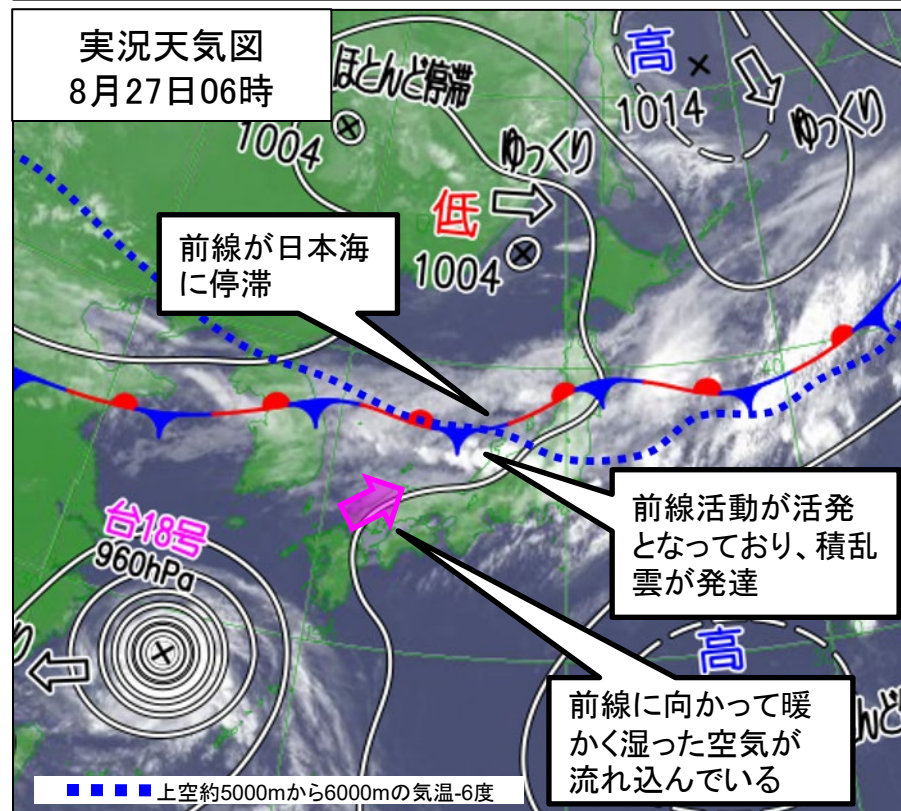
地域	28日12時までの 24時間雨量	29日12時までの 24時間雨量
北海道地方	120	50未満
東北地方	150	50未満
関東甲信地方	150	50
北陸地方	200	80
東海地方	150	80
近畿地方	120	80
中国地方	100	60
九州北部地方	100	60

気象の概況

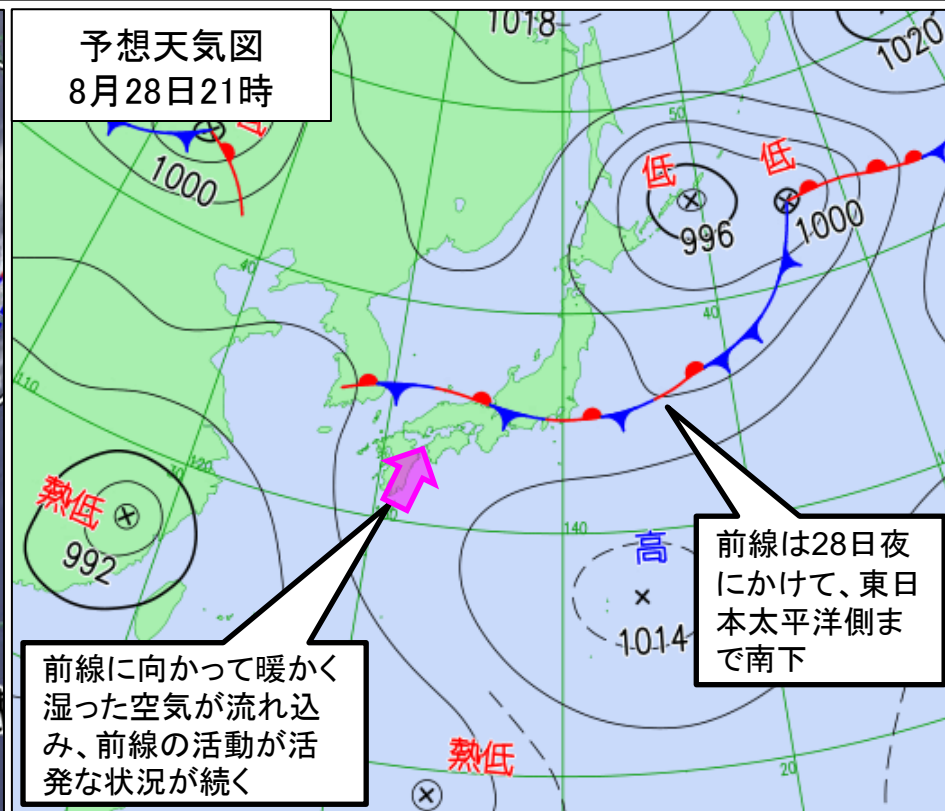
<概況>

- 前線が日本海から東北地方を通して三陸沖にのびており、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んで前線の活動が活発となっている。
- 前線は28日夜にかけてゆっくり南下して、西日本日本海側から東日本太平洋側に停滞する見込み。
- 前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、前線の活動が活発な状況が続くため、28日にかけて、北陸地方を中心に北日本から東日本の広い範囲で警報級の大雨となるおそれがある。

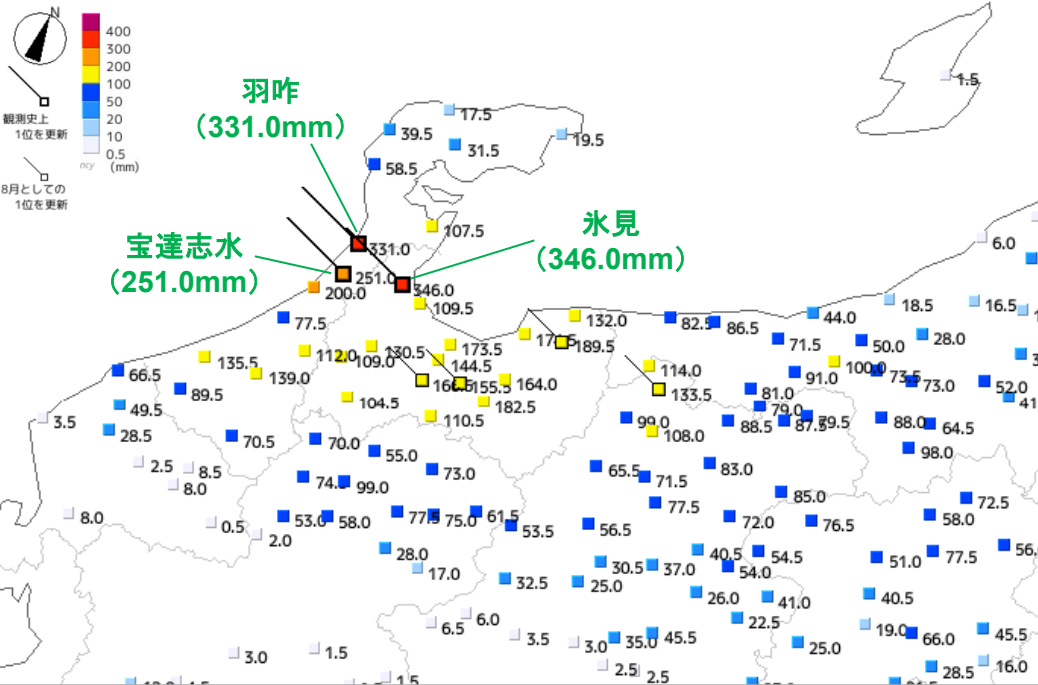
実況天気図
8月27日06時



予想天気図
8月28日21時



【24時間降水量最大値】



順位	都道府県	市町村	地点	観測値	26日までの観測史上1位の値		備考
				mm	mm	年月日	
1	富山県	氷見市	氷見 (ヒミ)	346.0	224.5	2021/08/13	(観測史上1位の値を更新)
2	石川県	羽咋市	羽咋 (ハクイ)	331.0	216.5	2014/08/17	(観測史上1位の値を更新)
3	石川県	羽咋郡宝達志水町	宝達志水 (ホウダツシミズ)	251.0	213.5	2021/08/13	(観測史上1位の値を更新)
4	石川県	かほく市	かほく (カホク)	200.0	223.5	2013/08/24	
5	富山県	黒部市	宇奈月 (ウナヅキ)	189.5	287.0	1995/07/12	(8月の1位の値を更新)

●特別警報
＜石川県＞
8/27 06:20 レベル5大雨 羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町

＜富山県＞
8/27 06:20 レベル5大雨 氷見市

●気象防災速報(線状降水帯直前予測)
＜石川県＞
8/27 04:48 第1号 対象:能登
05:48 第2号 対象:加賀

＜富山県＞
8/27 04:48 第1号 対象:東部 西部

●気象防災速報(線状降水帯発生)
＜石川県＞
8/27 03:08 第1号 対象:加賀 能登
06:19 第2号 対象:能登
08:48 第3号 対象:加賀

＜富山県＞
8/27 02:58 第1号 対象:西部
06:08 第2号 対象:西部

●気象防災速報(記録的短時間大雨)
＜石川県＞
8/27 05:33 第1号 羽咋市
05:38 第2号 志賀町

○熊本県は今後1週間は曇りや晴れの天気となり、最高気温35度以上、最低気温26度以上の日が続く。熱中症予防などの健康管理に注意。

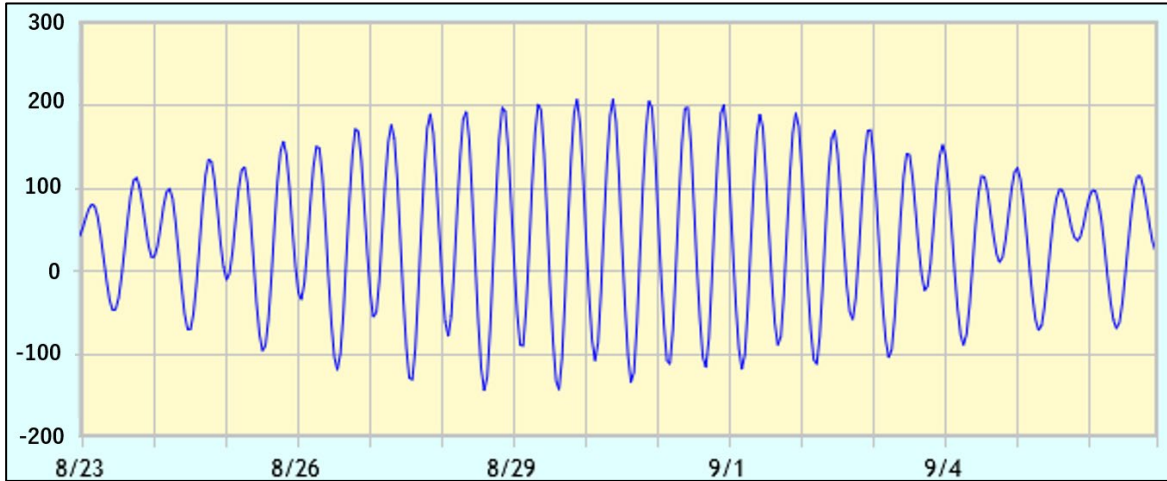
○27日から9月1日にかけて大潮の時期(満月:8月28日)にあたり、満潮時間帯を中心に潮位が高くなる。熊本地震の影響を受けた海岸や河口付近の低い土地では浸水や冠水に注意。

○地震発生数は平常時と比べて多いが、大局的には緩やかに減少。揺れの強かった地域では、8月25日から1か月程度、最大震度5弱程度以上の地震に注意(※想定される地震の発生頻度は月に1〜2回程度)。

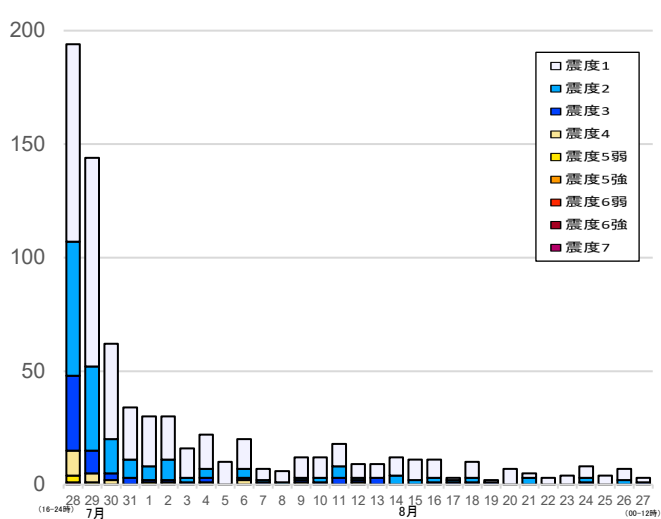
■熊本県の週間天気予報 [8月27日11時]

日付		今日 27日(木)	明日 28日(金)	明後日 29日(土)	30日(日)	31日(月)	01日(火)	02日(水)	03日(木)
熊本県		曇	晴時々曇	晴時々曇	曇時々晴	曇時々晴	曇時々晴	曇時々晴	曇
降水確率(%)		-/-/40/20	10/10/40/20	20	30	30	30	30	40
信頼度		-	-	-	A	A	A	B	B
熊本 気温 (℃)	最高	37	37	37 (34~39)	36 (34~37)	36 (33~38)	36 (34~38)	36 (34~39)	35 (32~38)
	最低	-	27	27 (25~28)	27 (25~28)	26 (25~28)	26 (24~27)	26 (24~28)	26 (24~28)

■八代港の天文潮位(値は標高[cm])



■震度1以上の地震回数グラフ



■震度1以上の地震回数
(2026年8月27日12時00分現在)

震度	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計
回数	452	173	71	23	5	0	0	0	1	725

※掲載している地震回数は速報値であり、後日の調査で変更になることがあります。

【基本方針】

- 被災地は、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨、令和7年の大雨に続き、今般の災害によって「四重苦」に見舞われた。
- 多くの方々が猛暑の中で厳しい避難生活を余儀なくされている。被災された方々が一日も早く平穏な生活を取り戻せるよう、緊急に対応すべき施策を「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ」として取りまとめ、予備費等を活用し、機動的・弾力的に手当てする。
- 被災地の声にしっかり耳を傾け、「できることはすべてやる」という決意で、被災者の生活となりわいの再建支援に全力を尽くす。

【主な緊急対応策】

(1) 生活の再建

● 避難生活環境の改善

- ・必要物資の支援(プッシュ型からプル型に移行)
- ・ホテル・旅館等への二次避難を支援
- ・拠点避難所の環境整備と避難者の移送支援

● 住まいの確保

- ・罹災証明書早期交付のための人的支援等
- ・全壊・半壊家屋の解体・撤去への支援
- ・応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理への支援
- ・被災者生活再建支援金の迅速な支給

● 災害廃棄物の処理

- ・仮置場・広域処理に係る調整・支援

● 切れ目のない被災者支援

- ・車中泊等を含む被災者の見守り・相談支援
- ・医療・介護・福祉ニーズへのきめ細かな対応
- ・心のケア ・ こどもの居場所確保、学習支援
- ・特定非常災害の指定による権利利益の保全等

● 金融支援等

- ・既往債務の返済条件緩和、債務整理の支援

- ・地方公共団体における様々な財政需要を的確に把握し、適切に地方財政措置

(2) なりわいの再建

● 被災事業者等の支援

- ・施設・設備の復旧に対してなりわい再建支援補助金並みの補助率で支援
- ・災害復旧貸付の金利引下げ、別枠での信用保証による資金繰り支援
- ・既往債務を抱える被災事業者への支援
- ・被災地域の生産機能の回復に向けた支援の検討

● 農林漁業者の支援

- ・共同利用施設等の再建や再編集約・合理化、農業用機械・施設の再取得・修繕を支援
- ・営農再開に向けた支援(種子・種苗の購入等)
- ・農林漁業者に対する資金繰り支援

● 観光関連産業の復興に向けた支援

- ・風評対策のためのプロモーションの実施
- ・宿泊料金等の割引支援策による観光需要の喚起

● 地域の雇用対策等

- ・雇用調整助成金の特例措置

(3) 災害復旧等

● 公共土木施設等の迅速な災害復旧

- ・国直轄施設等の迅速な復旧
- ・激甚災害(本激)への指定による、災害復旧事業に対する国庫補助のかさ上げ
 - ー 公共土木施設(道路、河川等)
 - ー 農林水産業施設(農地・農業用施設、林道等)
- ・上下水道の早期復旧、井戸の復旧への支援
- ・TEC-FORCE、MAFF-SAT等による人的・技術的支援
- ・八代港の国による管理代行
- ・復旧復興事業に係る中長期的な人的支援

● 公共施設・公益施設等の災害復旧

- ・医療施設、学校施設、庁舎、社会教育施設、文化財、社会福祉施設、交通安全施設、工業用水道、防疫用設備、衛生施設等の災害復旧を支援

● 交通の確保

- ・被災鉄道の早期復旧への支援
- ・被災地における移動手段の確保、交通の円滑化

被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ（案）

令和8年8月27日

令和8年熊本地震非常災害対策本部

1. 基本方針

令和8年7月28日夕方、熊本県熊本地方を震源とする最大震度7の地震が発生し、熊本県を中心に甚大な被害が生じた。被災地は、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨、令和7年の大雨に続き、今般の災害によって、いわば「四重苦」に見舞われた。

政府では、発災直後から非常災害対策本部を設置し、被害状況の把握、救命救助や捜索活動、インフラの応急復旧、停電、断水等の解消に努めてきた。また、内閣府の「ふるさと防災職員」を始め、多くの職員を現地に派遣して、災害関連死の防止に尽力し、8月4日には、災害対応を強化するため、242億円の予備費の使用を決定した。

しかし、今なお、多くの方々が猛暑の中で厳しい避難生活を余儀なくされている。

被災された方々が一日も早く平穏な生活を取り戻すことができるよう、ここに、緊急に対応すべき施策を「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ」として取りまとめた。

政府は、これらの施策を速やかに実行に移すとともに、必要となる財政措置については、復旧・復興の段階に合わせ、被災地のニーズを受け止めながら、令和8年度予算の一般予備費などを活用し、機動的・弾力的に手当てしていく。

被災地の声にしっかり耳を傾け、「できることは、すべてやる」という決意で被災者の生活となりわいの再建支援に全力を尽くす。

2. 緊急対応策

（1）生活の再建

○避難生活環境の改善

被災地では、災害救助法による食品の給与、医療、福祉サービスの提供等のほか、国・応援職員・民間事業者等による給水、入浴支

援、避難所運営支援などが行われている。引き続き、病院等も含めて給水ニーズを的確に把握し、国・応援自治体・日本水道協会・水資源機構等で連携して、給水車や可搬式浄水装置等を活用したきめ細やかな応急給水を実施する。さらに、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）による指揮調整の支援の下、保健師等チームや日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）などによる避難者の健康管理や熱中症対策等を実施するとともに、災害時感染制御支援チーム（DICT）等により避難所等における適切な衛生環境や感染症対策を助言する等、感染症の発生及びまん延を防止する。

また、熊本県や関係市町、獣医師会などと連携し、避難所等におけるペットの一時預かり拠点の整備等の支援を行う。

物資については、地方公共団体からの要請を待たずに、物流事業者の協力も得ながら、食料、飲料、液体ミルク、おむつ、生理用品、段ボールベッド、パーティションやブルーシート等をプッシュ型で届けている。また、スポットクーラーや熱中症対策用品、水循環シャワー等の確保・輸送に加えて、「道の駅」に配備している防災用コンテナ型トイレの派遣やトイレカー、キッチンカー、ランドリーカー等の派遣調整にも取り組んでいる。今後は、熊本を含む各地での次なる大規模災害に迅速に対応できる態勢整備を図りつつ、被災地における物資の充足状況やニーズを踏まえて、プル型支援へと移行する。

さらに、良好な生活環境の確保のため、熊本県及び熊本市において、地域内外のホテル・旅館等への二次避難の取組が行われている。業界団体等の協力の下、ホテル・旅館等を確保し、地方公共団体の負担を軽減しつつ、旅客運送事業者の協力により、すべての希望者のホテル・旅館等への二次避難を支援する。あわせて、帰省者や復旧作業員等による宿泊需要の増加を踏まえ、8月中の災害救助法によるホテル・旅館等の利用額の基準を特例的に11,000円から18,000円に引き上げ、今後も実勢に応じた弾力的な基準の見直しを行うことにより、ホテル・旅館等への二次避難の取組を支援する。

また、生活環境を整えた上で避難者を受け入れる、拠点避難所の環境整備を支援するとともに、避難者の学校や病院等への移送支援を行う。

震災に便乗した犯罪から被災者を守り、ホテル・旅館等への二次避難などによって自宅周辺から離れる不安の解消を含め、安全・安

心を確保するため、被災地への警察官の派遣、防犯カメラの設置等、防犯対策を強化する。

○住まいの確保

罹災証明書の早期交付や被災者の負担軽減等のため、申請に係る写真添付を原則不要とする等の柔軟な対応を行うとともに、行政書士、不動産鑑定士、他地方公共団体の罹災証明事務に関するマネジメント業務の経験者（罹災証明コーディネーター）や応援職員等による人的支援を推進する。

自宅の修理によって元の生活に戻れる方々には、住宅の緊急修理・応急修理への支援を行う。

家屋を解体する場合、今般の災害が特定非常災害に指定されたことから、全壊家屋に加えて、半壊家屋の解体についても支援する。また、被害の大きい地方公共団体の負担を軽減するため、技術支援や人的支援を行う。

応急仮設住宅の建設に当たっては、ニーズに応じて、プレハブ仮設や木造仮設住宅を活用するとともに、なりわいの継続に有効な被災者の自宅敷地における仮設住宅の建設に向け支援する。また、不動産関係団体等とも連携し、被災者が利用可能な応急的な住まい（民間賃貸住宅、公営住宅、UR賃貸住宅、国家公務員宿舎）等を確保する。

住宅の再建・改修等への支援としては、被災者の住宅に関する相談窓口の設置・現地相談等の実施への支援、応急的な住まい等についての被災者への情報提供、耐震性が不足した住宅・建築物に対する耐震基準を満たすための改修への支援、住まいを再建する場合の建築確認・検査の申請手数料の減免を行う指定確認検査機関への支援、住宅金融支援機構による住宅ローンの返済猶予や低利融資の実施、被災地の被害状況等に応じた災害公営住宅の整備等を行う。

熊本県で多くの住家が失われたことを踏まえ、被災者生活再建支援法の適用を速やかに決定したところであり、住居が全壊した世帯等に対して最大300万円の被災者生活再建支援金を迅速に支給する。

また、災害により亡くなられた方の遺族に対する災害弔慰金や重度の障害を受けた方に対する災害障害見舞金を支給するとともに、生活再建のための災害援護資金の貸付けを行う。

○災害廃棄物の処理

大量の災害廃棄物が発生していることを踏まえ、その広域処理に係る調整・支援を行うとともに、地方公共団体に対する財政支援、人的・技術的支援を実施する。また、港湾における災害廃棄物の仮置場の確保等を支援する。

被災した廃棄物処理施設の復旧を支援する。

○切れ目のない被災者支援

被災者一人一人の主体的な自立・生活再建を支援する災害ケースマネジメントの取組を推進するため、地方公共団体への周知・技術的助言や、専門家や関連団体との連携体制の構築を支援し、応急仮設住宅への入居者、車中泊・在宅等の避難者も含め、様々な生活課題を抱える被災者に寄り添った見守りや日常生活上の相談支援等を包括的に行う。また、被災者の孤独・孤立対策への支援を行う。

在宅高齢者等への介護支援専門員等による個別訪問や関係支援機関との連携による支援などを行う。

要配慮者の医療・介護・福祉ニーズについては、災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣福祉チーム（DWAT）、介護職員等の応援派遣等の連携により、きめ細かく対応する。また、被災者の心のケアを実施するため、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣や精神保健サービス等への支援を行うとともに、精神保健福祉センター等の支援体制の強化を図る。

さらに、DMAT、DPAT、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、全日本病院医療支援班（AMAT）、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、災害支援ナース等の医療支援チームの活動や看護師の派遣の支援等により、医療の確保を支援する。

また、医療や介護、障害福祉サービス、保育、児童入所施設などについて、患者等の窓口・利用者負担や保険料の減免等ができるよう、地方公共団体等への支援を行う。

被災した妊産婦や乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制の確保や、こどもの心の負担軽減や回復等を支える居場所づくりへの支援を行うとともに、転園手続なく他の保育所等を利用できることなどについて情報提供を行う。また、こどもの学びが途切れないう、地方公共団体や民間団体等が提供する学習・体験活動等を支援する。さらに、教職員の加配やスクールカウンセラー等の追加配置によって、児童生徒等に対する学習支援や心のケアを促進すると

ともに、教員の負担軽減等を行う。

被災によって就学困難・通学困難となった児童生徒等への必要な支援を実施するとともに、家計が急変した学生等の修学機会確保のために授業料等減免や給付型奨学金、貸与型奨学金の緊急採用等を行う。

特定非常災害への指定により、被災者の権利利益の保全（被災者の運転免許証の有効期間延長など）等を図るとともに、本制度を広く周知する。

自動車検査証の有効期間の伸長等、自動車関係手続等についての弾力的運用、金融機関における取引や携帯電話の契約において必要となる本人確認に係る特例措置や、被災により紛失したマイナンバーカード再発行に係る手数料の無料化措置等を講ずる。

行政相談センターによる生活支援情報の提供や被災者からの相談への対応、日本司法支援センター（法テラス）における無料法律相談、行政書士による被災者の生活再建に向けた支援等を行う。

災害に乗じた消費者被害を防ぐため、消費生活相談窓口整備への支援、災害に便乗した悪質商法等の注意喚起等を実施する。

ボランティア等が円滑に支援活動を行えるよう、災害ボランティアセンター等の運営費用や被災者支援団体の交通費を支援する。

公益法人が迅速に支援を行えるよう、法人が寄附、助成、ボランティア活動等を行う場合に、事後届出で可能とする。

外国人技能実習機構本部等に設置した特別相談窓口において、被災した技能実習生等からの相談に対応するとともに、実習を継続できない技能実習生に対する円滑な転籍支援等を行う。

○金融支援・税制上の対応等

金融機関等に対して、預金通帳等を紛失した場合の柔軟な本人確認による預金の払戻し、貸出金の返済猶予等の条件変更対応、保険証券を紛失した場合の照会窓口設置等による保険金支払い等の迅速化や保険料払込みの猶予期間の延長等を促す。

被災者の住宅ローン等の免除・減額を含む債務整理を円滑に行うことで生活や事業の再建を支援するため、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を周知・広報するとともに、その手続費用を補助する。金融相談ダイヤルを通じて被災者からの相談を受け付ける。

都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付の対象を、低

所得世帯等から被災世帯まで拡大するとともに、貸付要件の緩和を行うなど災害時特例措置を講ずる。

国税に関する申告や納付等の期限延長、納税者の実情に応じた申告相談等を行うとともに、地方税についても、国税に準じた期限延長や減免措置等適切な対応をとるよう、各地方団体に対し要請する。

○自衛隊・警察・消防等による被災者支援活動

自衛隊による給水支援、入浴支援等の災害派遣活動、警察による防犯パトロールや避難所における相談対応等の災害警備活動、円滑な物資輸送に向けた交通規制、消防による消防活動などの被災者支援活動を行う。また、救難活動に係る航空法の柔軟な運用を行う。

(2) なりわいの再建

○被災事業者等の支援

被災した中小・小規模事業者等による工場・店舗や生産機械などの施設・設備の復旧について、繰り返す大規模災害による重複被災が生じたことを踏まえた特例として、自治体連携型補助金等における補助対象事業者の範囲や多重被災された方々への支援の在り方を柔軟化し、自治体連携型補助金等を通じて、なりわい再建支援補助金並みの高い補助率での支援を行う。地方公共団体等の負担を軽減するため、窓口の一元化を図る。加えて、小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）を通じて、被災した小規模事業者等の事業再建のため、商工会・商工会議所の支援を受けて経営計画を策定して実施する機械装置等の復旧や販路再開に向けた取組等に要する経費の一部の補助を行う。また、中小・小規模事業者の早期事業再開を支援するため、地方公共団体が整備する仮設施設に必要な費用を助成し、計画・設計等の協力を行う。

商店街について、アーケード・街路灯等の復旧、集客イベントの開催等賑わいの創出を図るための取組を支援する。

酒類業者について、被災状況等を踏まえつつ、被災酒類に係る酒税相当額の還付手続の特例措置等を実施するほか、酒蔵等への技術支援を行う。

また、災害関係保証及びセーフティネット保証4号の適用や、小規模企業共済の契約者に対する低利貸付等の資金繰り支援とともに、

日本政策金融公庫等による災害復旧貸付については、中小企業に係る局地激甚指定を受けた市町の中小・小規模事業者を対象に特段の措置として、0.9%の金利引下げを実施する。

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、熊本県中小企業団体中央会、よろず支援拠点等に特別相談窓口を設置し、これらを含む支援策を案内するとともに、中小企業基盤整備機構において専門家による経営・事業運営に係る助言やアドバイザー派遣を行う。

既存融資に係る返済猶予等の貸付条件の変更なども含め、官民金融機関において、災害の影響を受けた事業者に最大限寄り添ったきめ細かな資金繰り支援を徹底するとともに、中小企業活性化協議会において、債務調整支援などを通じた事業再生等の支援を実施する。

既往債務が負担となり、事業再建に必要な新規資金調達が困難になる、いわゆる多重債務問題に対応するため、地域金融機関とも協議の上、地域経済活性化支援機構（REVIC）や中小企業基盤整備機構等を活用したファンドを含む様々な金融ツールを検討する。

日本政策投資銀行（DBJ）においても、前回の地震の際の対応も踏まえつつ地域金融機関等とも連携・協働し、様々な金融ツールを検討し、必要な措置を実施する。

被災地における生産機能の回復に向けて、被災した工場等やその復旧の状況を踏まえ、官民で連携しながら、必要な支援策の検討を行う。また、産業振興の観点から、既定の補助金において震災による財務影響への配慮を行うほか、被災地の復興の実情を丁寧に把握した上で、必要に応じて熊本県に立地する半導体産業も含めた更なる支援を検討する。

○農林漁業者の支援

農業については、共同利用施設や卸売市場施設の再建・修繕、それに伴う施設の撤去、再編集約・合理化などに要する経費について支援を行うほか、被災農業者の営農継続に向けて、種子・種苗等の資材調達、追加防除・施肥、農業用機械・施設の再取得・修繕に要する経費を支援する。

畜産・酪農については、簡易畜舎の整備、飼養管理施設・機械等の補改修、畜産用の発電機や揚水ポンプの借上げ、乳房炎対策等の支援を行う。

林野関係については、山地災害発生の高危険性が高い荒廃地における治山対策・森林整備、木材加工流通施設、特用林産振興施設等の復旧等のほか、販売先が被災した製紙用チップ等の滞留解消を図るため、新たな販売先の確保に向けた支援を行う。

水産業については、災害復旧と連携した漁港施設用地の機能回復等、共同利用施設（荷さばき施設、冷凍冷蔵施設など）等の整備、整備に伴う撤去、養殖施設の復旧及び強靱化等に向けた資機材の導入を支援する。

また、水路や農道の法面の崩壊や沈下等に対する応急措置、農地周りの施設の被災箇所の補修・復旧等の地域共同の活動や農業水利施設等について緊急的に必要な点検・調査等を支援する。

農林漁業者等に対する資金繰り支援のため、災害関連資金について、貸付当初5年間の金利負担軽減、実質無担保・無保証人化、農林漁業セーフティネット資金等について、貸付限度額の引上げ等を行う。あわせて、農業共済・収入保険等に係る早期支払やつなぎ融資の周知、掛金等払込期限の延長等を農業共済団体等に要請する。

○観光関連産業の復興に向けた支援

九州運輸局内に設置している特別相談窓口において、被災した観光関連事業者に対し、活用可能な支援策の紹介等を行う。

また、風評対策として、各地方公共団体との連携の下、ウェブサイトやSNSを通じ、宿泊施設・観光施設等の運営・営業状況に関する正確な情報発信を行うとともに、観光復興・九州地域全体の誘客に資する訪日プロモーションを実施する。

九州地方における観光復興をいち早く遂げるため、旅行・宿泊料金の割引支援策「九州応援割（仮称）」を実施し、観光需要を喚起する。それに先駆けたつなぎの対応として、外食需要の早期回復に向けた熊本県による時宜を得た機動的かつ集中的な取組を、国としても支援する。

観光拠点・観光資源の再生に向けて、復旧後の誘客促進を図るための観光コンテンツ造成を支援する。

○地域の雇用対策等

今般の地震により影響を受けた企業における雇用維持を支援するため、雇用調整助成金について特例措置を講ずる。

災害救助法の対象地域において、災害により就労継続が困難とな

る労働者等に対する雇用保険の基本手当（失業手当）の特別措置を実施する。

熊本労働局、ハローワーク等の特別労働相談窓口において、雇用維持や人材開発にかかる支援策の活用などを含め、事業主や労働者からの労働相談に対応する。

このほか、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類について、提出期限の延長の措置等を実施する。

（３）災害復旧等

○公共土木施設等の迅速な災害復旧

国直轄の施設等の復旧を行うとともに、８月７日、今般の災害を公共土木施設や農地等に係る激甚災害に指定し、河川、砂防、治山、海岸、上下水道、道路、公園、港湾、漁港、公立学校、公営住宅等や、農地・農業用施設、林道等の災害復旧事業について、地方公共団体等が安心して事業を進められるよう、国庫補助率のかさ上げ等を措置するなど、公共土木施設や農地等の早期復旧を支援する。

また、再度災害防止の観点から必要な改良復旧を実施する。

国のリーダーシップのもと、上下水道施設の早期復旧に向けた支援体制構築・技術職員派遣を行う。また、宅内配管の修繕を適切に実施できる業者を住民へ周知するなどの取組を実施する。

さらに、井戸については、被災状況把握・復旧方針等の検討に係る調査を行い、その結果を踏まえ、地域の生活用水の早期確保に資するものについて、洗浄・補修に対する支援を行いつつ、県外工事業者などによる修繕等に係る掛かり増し経費を支援する。

災害査定については、「大規模災害時の災害査定の効率化」の事前ルールに基づき、机上査定限度額の引上げ、設計図書の簡素化や申請時の積算を不要とする早期確認型査定等を行い、地方公共団体の災害査定や工事着手に要する業務・期間等を縮減する。

国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、農林水産省サポート・アドバイsteam（MAFF-SAT）等を派遣し、被災状況調査や復旧方法の助言等を通じ、災害復旧の迅速な実施を支援するとともに、災害対策用機械等による支援を実施する。

八代港については、国による管理代行により係留施設等の利用調整や応急復旧を実施するとともに、港湾機能の早期復旧のために国

と港湾管理者が連携して取り組む。

これらの事業等に当たって、正確な位置情報を提供できるよう、復旧測量を実施する。また、被災地に特化した防災気象情報の提供やニーズをとらえた説明等を行う。

○公共施設・公益施設等の災害復旧

医療施設、学校施設（ICT環境を含む）、庁舎、社会教育施設、文化財、社会福祉施設、交通安全施設、工業用水道、防疫用設備、衛生施設等の災害復旧を支援する。

放送・通信設備等の復旧支援を行うとともに、災害対策用通信機器や臨時災害放送局用設備について、ニーズに応じて速やかに貸与する。

被災地における生活再建に不可欠なSS（サービスステーション）、油槽所、LPガス供給拠点の設備の復旧を支援する。

○交通の確保

被災した鉄道の早期復旧を図るため、鉄道事業者による災害復旧に係る費用を支援するとともに、技術的支援を行う。

被災地における移動手段を確保するため、バスによる代替輸送等について必要に応じて事業者との調整や費用の支援を行う。

新幹線の運休に伴う代替輸送手段を確保するため、航空機による臨時便の運航について事業者との調整を行う。

被災直後からの交通の確保や復旧支援のため、関係機関が連携し、迂回呼びかけ等の被災地周辺の交通を円滑にする取組や迅速な特殊車両通行許可を行う。

○復興まちづくり

被災地の被害状況に応じて、宅地の安全性向上や復興まちづくりに向けた地方公共団体の取組を支援するとともに、都市再生機構による技術支援を行う。

また、被災地のニーズに応じて、復旧・復興事業を行うために必要な応援職員について、中長期的な派遣を行う。

発災時に熊本県の被災市町村に委嘱されていた地域おこし協力隊員については、任期上限を特例的に1年の延長を可能とする。

今般の地震の原因とされる日奈久断層帯について、今後被害をもた

らす地震発生の可能性を早急に調査する。

避難所の運営や地方公共団体における災害応援、庁舎などの公共・公用施設（自治公民館を含む。）の災害復旧、災害廃棄物処理など、地方公共団体における住民支援や行政機能の維持及び復旧・復興のために必要となる様々な財政需要を的確に把握し、適切に地方財政措置を講ずる。また、平成28年熊本地震において熊本県が設置する復興基金に対する地方財政措置が講じられたこと等を踏まえた検討を行う。

あわせて、被災地方公共団体の資金需要などのニーズをとらえ、その財政運営に支障が生じないように、適切に対応する。

災害対策に従事する者が現場において必要な活動ができるようにするため、宿泊場所や休憩拠点を含む活動環境の改善に取り組み、災害対策に従事する者の健康の確保に取り組む。

各種支援策については、情報を必要とする方に確実に届くよう、被災地・被災者の目線に立ち、様々な手段を活用して、分かりやすく丁寧な情報提供を行う。また、被災地におけるインターネット上の偽情報・誤情報対策のため、適時適切な情報発信を行う。

今回の災害対応を教訓とし、被害状況やニーズの迅速な把握、避難所以外も含めた避難生活環境の改善や見守り、ラストワンマイルまでの確実な物資輸送、切れ目のない被災者支援、防災DXの推進などについて、産官学民のあらゆる力を結集して事前防災を推進する。

発災から復旧・復興期にかけてのフェーズの変化に応じ、避難されている方の健康管理支援や施設等のマンパワー不足への対応、なりわいの再建、医療・福祉施設の復旧に向けた支援を実施。

（１）生活の再建 — 保健・医療・福祉の切れ目ない支援による生活の再建 —

● 避難生活環境の改善・切れ目のない被災者支援

- ・災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）による指揮調整の支援の下、保健師等チームや日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）による避難者の健康管理や熱中症対策等を実施
- ・災害時感染制御支援チーム（DICT）や実地疫学専門家（FETP）による避難所等における感染症対策への助言
- ・在宅高齢者等への介護支援専門員等による個別訪問等の実施
- ・災害派遣医療チーム（DMAT）や災害支援ナース、災害派遣福祉チーム（DWAT）、介護職員等の応援派遣等による要配慮者の医療・介護・福祉ニーズへの対応
- ・災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣等による心のケア

- ・日本医師会災害医療チーム（JMAT）、全日本病院医療支援班（AMAT）、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）等の医療支援チームの活動や看護師の派遣の支援等により、医療の確保を支援

● 被災者の経済的負担の軽減

- ・医療や介護、障害福祉サービスに関する患者等の窓口・利用者負担や保険料の減免等ができるよう地方公共団体等への財政支援

● 金融支援等

- ・生活福祉資金貸付の対象を、低所得世帯等から被災世帯まで拡大するとともに、貸付要件の緩和を行うなどの災害時特例措置の実施

（２）なりわいの再建 — 事業継続・雇用支援によるなりわいの再建 —

● 被災事業者等の支援

- ・日本政策金融公庫による生活衛生関係営業者向け融資、金利引下げ措置
- ・既往債務についての返済猶予、貸付手続の迅速化、担保徴求の弾力化による返済条件等の緩和の金融機関への要請

● 地域の雇用対策等

- ・熊本地震により事業活動を縮小した事業主に対する雇用調整助成金の特例措置の実施
- ・一時離職者への失業手当支給、給付日数の延長、認定日の柔軟な取扱いによる特別措置
- ・熊本労働局、ハローワーク等の特別労働相談窓口における、雇用維持や人材開発にかかる支援策の活用などを含めた相談対応

（３）災害復旧等 — 医療施設・社会福祉施設の復旧支援等 —

● 医療施設、社会福祉施設、検疫所施設等の復旧支援

- ・施設復旧費の補助率高上げ（本激指定時並び）、事業再開支援の補助額引き上げ等

断水が続く施設への支援

- ・医療機関における断水中の手洗い、シャワー等の確保のための小規模分散型水循環システムの導入支援
- ・医療施設・社会福祉施設が利用する井戸の現状復帰や枯渇等の場合の代替井戸の掘削等、原形復旧費の支援、早期水道使用のための施設敷地内の配管に関する検査費の支援

● 資金繰り支援

- ・（独）福祉医療機構による福祉施設・医療施設向け融資、返済猶予、融資条件優遇等

発災初期から復旧・復興期にかけての主な対応（厚生労働省関係）

発災初期

避難の継続

復旧・復興

避難所

二次避難所

自宅の復旧等

（借り上げホテル、公営住宅空き室、応急仮設住宅）

救命救急・外傷治療／透析の確保等

メンタル面の予防とケア

救急医療・患者搬送

慢性疾患の治療と継続 → 通常の保険診療への移行

医療機関等での医療活動を支援（災害派遣医療チーム：DMAT）

初動対応（NHO初動医療班）

避難所での診療、感染症対策等（NHO医療班）

巡回診療等（日赤救護班、JMAT（医師会））

巡回口腔ケア等（日本災害歯科支援チーム：JDAT）

医療機関、避難所での医療活動支援・健康管理・夜間対応等（災害支援ナース）

避難所の環境調整や生活不活発発病の予防等（災害リハビリ支援：JRAT）

精神科医療機関等での医療活動支援等（災害派遣精神医療チーム：DPAT）

精神保健福祉センター等による心のケア



避難所等での健康支援（感染症、深部静脈血栓症、生活不活発発病等の予防等）

在宅避難者の健康支援

保健医療福祉調整本部の立ち上げ支援等（災害時健康危機管理支援チーム：DHEAT先遣隊）

保健所等の指揮調整の支援（災害時健康危機管理支援チーム：DHEAT）

避難者の健康管理、避難所等巡回、在宅避難者の戸別訪問（保健師等チーム）

高齢者等への個別訪問（被災高齢者等把握事業、被災者見守り・相談支援等事業等）

特殊栄養食品の配布等を通じた栄養・食生活支援（日本栄養士会災害支援チーム：JDA-DAT）

感染症の発生動向や衛生環境をレポート（実地疫学専門家：FETP）

専門家として感染対策を助言（災害時感染制御支援チーム：DICT）

高齢者等への生活上の相談支援等（災害派遣福祉チーム：DWAT）→全国から各施設への応援派遣



各種期限の特例延長等

医療・福祉施設の復旧費用の補助、資金繰り支援

医療・介護・障害に係る負担の減免

生活福祉資金貸付の特例

特別労働相談窓口の設置・一時離職者への失業手当支給等の特別措置などの雇用対策

労働関係法令のSNS等による周知

雇用調整助成金の特例措置が幅広く利用されるよう広報・周知

避難先

医療

健康管理・福祉支援

生活・生業支援

令和8年熊本地震における厚生労働省の対応について

1. 被災者の健康管理

<被災地における医療提供体制>

- 開院率：診療所96%（診療等への制限がないもの62.3%）、歯科92.6%、薬局94.6%
- 八代港に接岸した船舶「はくおうⅡ」において日本赤十字社救護班により、医療提供を実施

<一次避難先の被災者への対応状況> 避難所数63箇所、避難者数2,519人（8月27日時点）

- 各活動チーム等により、熱中症やエコノミークラス症候群、感染症対策等の健康管理や避難所の環境改善、要配慮者の日常生活上の支援等を実施

<在宅等の被災者への対応状況>（詳細は「2. 保健師等チーム等による訪問実績等について」）

- 保健師等チーム等にて熊本市、八代市、氷川町、宇城市、宇土市、美里町の戸別訪問を実施
- 介護支援専門員・相談支援専門員等により、八代市、氷川町、宇城市、宇土市、美里町の在宅高齢者・障害児者等への個別訪問を実施
- 保健センター等に設けている被災者の健康相談を広く受け付ける窓口を、厚労省と県のホームページ等に掲載することにより周知・広報

<二次避難先等の被災者への対応状況> 196施設、472件1,026人マッチング済（1,394件申込）（8月25日時点）

- 二次避難先等についても、保健師等による健康管理や、相談員等による見守りを実施予定
- ホテル避難においては、ホテル避難者用のアプリ・コールセンターによる健康チェックや、看護師等による健康状態の把握及び見回り訪問の実施（熊本県実施）
- 応急仮設住宅等については、現在入居申請受付中。今後、被災者見守り・相談支援等事業による見守りや保健師等による戸別訪問等を実施予定
- 被災者の健康管理を支援するため、地方自治体の派遣要請に基づき、保健師等チームの応援派遣を実施。相談員については、様々な関係者・関係団体と連携することにより、支援を実施

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (厚生労働省). The page is titled '令和8年熊本地震の被災地における健康相談窓口' (Health Consultation Windows for Disaster Victims in Kumamoto Prefecture, August 8, 2024). It lists various consultation windows available in different municipalities, including '各市町の相談窓口' (Municipal Consultation Windows), '保健所の相談窓口' (Health Center Consultation Windows), and '被災後のこころのケア' (Mental Care after Disaster). A prominent blue banner at the bottom of the screenshot reads '健康相談窓口の周知・広報' (Publicity of Health Consultation Windows). Below the banner is a photograph showing several people, likely health workers, interacting with disaster victims in a shelter setting. The caption below the photo is 'DICTの避難所巡回・アセスメント' (DICT's Shelter Patrol and Assessment).

令和8年熊本地震における厚生労働省の対応について

2. 保健師等チーム等による訪問実績等について

【保健師等チーム等による戸別訪問について】

1. 派遣先市町における保健師等チーム等の戸別訪問の状況

保健師等チーム等の訪問対象		訪問状況※1	終了予定
熊本市	南区の被害が甚大な地域の65歳以上や障害者等のうちの一部	4,524※2	2巡目まで終了し 個別対応へ移行
八代市	在宅の75歳以上の単身世帯及び85歳以上の高齢者世帯（約5,800世帯）※3	5,004※2	1巡目は終了間近
氷川町	全戸訪問（約4,500世帯）及び継続支援が必要な者への訪問の2巡目※3	約4,600	1巡目まで終了し 個別対応へ移行
宇城市	小川地区（約4,000世帯）・豊野地区（1,500世帯）の全戸 松橋地区（約7,700世帯）の被害が甚大な地域※4	4,725※5	1巡目は終了間近
宇土市	要介護者・要支援者のうち介護支援専門員等が関わっていない者 （約315名）及び継続支援が必要な者への訪問の2巡目	469	2巡目まで終了し 個別対応へ移行
美里町	被害が甚大な地域及び継続支援が必要な者への訪問の2巡目	631	2巡目まで終了し 個別対応へ移行

2. 戸別訪問により必要に応じて、以下の取組等を実施。

- ・医療ニーズを踏まえた医療機関への受診勧奨
- ・こころのケアが必要な場合の、医療機関やDPATとの情報連携
- ・孤立した高齢者に対する、介護支援専門員や福祉専門窓口との連携

※1：継続支援件数、不在件数等を含む場合がある

※2：市災害対策本部資料より熊本市は8/21、八代市は8/24時点の件数を引用

※3：介護支援専門員等と分担して訪問

※4：松橋地区の訪問対象地区は不明 ※5：不在者の件数は除外

【介護支援専門員・社会福祉士・相談支援専門員による個別訪問について】

1. 介護支援専門員・社会福祉士については、八代市：約600世帯（※1）、氷川町：約4,500世帯（※2）、宇城市：約3,500世帯（※3）を個別訪問予定。8月26日までに八代市：553世帯、氷川町：471世帯（※4）、宇城市：12世帯を訪問済み。

※1 鏡、千丁地区の75歳以上高齢者のみ世帯 ※2 全戸を保健師等と分担して個別訪問 ※3 社協が把握する要見守り世帯や、民生委員・保健師から福祉ニーズが高い等の情報共有があった世帯。整理中であるため増減の可能性あり ※4 保健師等との合計は約5,000世帯

2. 相談支援専門員については、八代市171人、氷川町93人、宇城市71人、宇土市64人、美里町131人に対して個別訪問済。

（八代市・氷川町は8/5～8/8、宇城市・宇土市・美里町は8/17～8/22で実施）

3. 個別訪問により必要に応じて、以下の取組等を実施。

- ・医療ニーズ：保健師等への情報共有・福祉ニーズ：地域包括支援センターや担当部署へのつなぎ 等

令和8年熊本地震における厚生労働省の対応について

3. 被災施設への支援

(1) 医療施設における支援

- 医療施設 **4施設に対して、国交省・自衛隊等により給水支援等を継続**
- 災害復旧費の公費補助支援（公的医療機関：2/3補助、政策医療実施機関等：1/2補助）

(2) 福祉施設における支援

<給水の支援状況>

- 介護・福祉施設等15施設からのニーズ**に対し、自衛隊トレーラーや国交省等給水車により対応。

<入浴ニーズの支援状況>

- 訪問入浴車の派遣調整等を実施。
- 井戸水を使用する施設について、**井戸の原形復旧費(代替井戸の掘削費を含む)が補助対象**となることを周知。

<災害復旧支援>

- 災害復旧費の公費補助支援（高齢者施設・障害者施設：5/6補助）

<人的支援>

- 熊本県内での応援派遣に加え、**熊本県以外の都道府県からの介護職員等の応援派遣を実施中。**

※ 全国社会福祉協議会を中心に、被災施設のニーズや、各都道府県の災害福祉支援ネットワークから派遣可能な職員数・期間を集約し、マッチングを実施。【派遣状況：要望施設数 20施設、派遣調整済 24施設（8月26日20時時点）】

4. 被災者支援のための特例的な対応等

- 被災した**被保険者に係る医療費窓口負担・保険料（税）の減免**について周知
- 障害福祉サービス等の**利用料支払い困難者について、利用者負担の猶予・免除等実施**を周知
- 被災した**要介護高齢者等について特別な対応（保険料及び利用者負担の減免・定員超過利用）**について周知
- 生活福祉資金貸付の緊急小口資金の特例

5. 情報発信

- 厚生労働省HPに、**令和8年熊本地震の特設サイトを設置**
- 避難所における医療支援活動等を厚生労働省のSNS上で発信**



【日本医師会災害医療チーム(JMAT)】

避難所を巡回しながら、被災された方々の診療やお困りごとの聞き取りなども行っています。また、被災された医療機関への支援として、診療所等にて診療支援等も実施し、地域医療が回復するまで引き続き支援を続けてまいります。#令和8年熊本地震



SNSによる発信

令和8年熊本地震における厚生労働省の対応について

6. 雇用対策

< 雇用調整助成金の特例 >

- 雇用調整助成金の特例措置について、関係省令を8月25日に公布し、同日施行
- 雇用調整助成金や他の中小企業支援策の活用促進のため、被災地域のハローワーク等で事業主向け説明会を実施（9月中に計17回開催予定）

【特例措置の主な内容】※地震発生日（7月28日）に遡って適用

- ✓ 令和8年熊本地震に伴う経済上の理由により事業活動を縮小する全国の事業主を対象
- ✓ 生産量低下の確認期間を3か月から1か月に短縮
- ✓ 休業日数から残業時間分の日数を差し引くルールを撤廃（熊本県内事業所のみ）
- ✓ 教育訓練の実施状況に応じて助成率を引き下げるルールを撤廃（熊本県内事業所のみ）

< 特別労働相談窓口等の対応 >

- 熊本労働局及び管内全ての労働基準監督署・ハローワークに特別労働相談窓口を設置し、労働者や事業主等からの相談対応を実施（相談件数：延べ2,301件※（8/26集計時点））
※うち、545件が雇用調整助成金に関する相談
- 一時離職者への失業手当支給、給付日数の延長、認定日の柔軟な取扱いによる特別措置

事業主の皆さまへ

令和8年熊本地震の災害に伴う雇用調整助成金の特例措置を実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行う労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

特例措置の内容

令和8年熊本地震に伴う経済上の理由により休業、教育訓練又は出向を行う事業主であって休業等の初日が令和8年7月28日から令和9年1月27日までである場合が対象です。

本特例は1年の期間内に実施した休業等が助成の対象です。
ただし上限日数（1年間で100日）に達した場合は、上限日数までが助成対象となります。

※ 例えば週5日勤務の事業所で、週の半分を休業させた場合は、約10か月助成金を受けられます。

全国の事業所を対象とした措置

- 1 令和8年熊本地震に伴う経済上の理由により事業活動を縮小する事業主が対象となります（詳細は裏面）
- 2 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します
- 3 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします
- 4 地震発生時に事業所設置後1年未満の事業主も助成対象とします
- 5 計画届の事後提出を可能とします。

熊本県内の事業所のみを対象とした追加措置

- 6 残業相殺のルールを撤廃します（詳細は裏面）
- 7 教育訓練の実施状況に応じて助成率を引き下げるルールを撤廃します（詳細は裏面）

中小企業庁においても、以下のような被災中小企業・小規模事業者への支援措置を実施しています。詳しくは、中小企業庁HPをご参照ください。

中小企業庁

- ・ 特別相談窓口の設置
- ・ 災害復旧貸付等の実施
- ・ セーフティネット保証4号の適用
- ・ 低往債務の返済条件緩和等の対応
- ・ 小規模企業共済災害時貸付の適用
- ・ 官公需を含めた中小受託事業者との適正取引に関する配慮要請

中小企業庁HP >>>



特別労働相談窓口

令和8年熊本地震における厚生労働省の対応について

(参考) 各活動チームの状況

【主な活動チーム】 (延べ派遣人数：2.5万人日) (8月27日集計時点)

1. 保健チーム (計43チーム) : 避難所等における健康管理等、コロナを含む感染症管理・対策の支援等
 - ・ 保健師等チーム (33チーム活動中) → **避難者の健康管理**、熱中症対策などの指導・実施等。
 - ・ DHEAT (4チーム活動中) → 熊本県庁の**保健医療福祉調整本部及び保健所における指揮調整の支援**等。
 - ・ JDA-DAT (3チーム活動中) → 避難所等を巡回し、高齢者等の配慮が必要な方も含めた栄養・食生活支援を実施。
 - ・ DICT (3チーム活動中) → 感染症の専門家を中心としたチームで**避難所を巡回し感染対策の助言を実施**。
 - ・ FETP (遠隔支援中) → 感染症疫学調査により**感染症の発生動向や衛生環境を評価したレポートを作成**。
2. 医療チーム (計130チーム) : 医療機関の診療支援、避難所等における救護活動等
 - ・ DMAT (48チーム活動中) → **救護活動や熱中症・感染症対策等を指導**。
 - ・ 日赤救護班 (24チーム活動中) → **巡回診療によるけがの治療等**を実施。
 - ・ JMAT (29チーム活動中) → **病院診療支援、診療所診療支援等**
 - ・ NHO医療班チーム (2チーム活動中) → **避難所での発熱・けが等の診療、感染症対策等**を実施。
 - ・ DPAT (8チーム活動中) → **巡回診療等やこころのケア等**を実施。
 - ・ 災害支援ナース (51名が活動中) → 避難所に常駐し、**避難者の健康管理**、要配慮者の支援、夜間対応、感染症対策等を実施。
 - ・ JRAT (15チーム活動中) → **避難所の環境調整や生活不活発発病の予防等**を実施。
 - ・ JDAT (4チーム活動中) → **避難所等で口腔衛生用品の配布を含む歯科保健活動等**を実施。
3. 福祉チーム : 避難所等における要配慮者への福祉的支援、避難所の環境整備等
 - ・ DWAT (20チーム活動中) → **高齢者等への生活上の相談支援等**を実施。